

平成29年度の年金額は 0.1%引き下げられます



年金額は、毎年の物価や賃金の変動に応じて、翌年度の年金額を改定（増額や減額）することとなっています。

平成28年平均の全国消費者物価指数は、前年と比べて0.1%下落しました。

このため、平成29年度の年金額は原則として0.1%の減額となり、6月定期支給期分（平成29年4・5月分）から年金の支給額が変わります。

改定後の年金額については、同封の「年金額改定通知書」をご確認ください。

○ 年金額改定通知書・年金支払通知書の見方 ○

年金額改定通知書

見本

基礎年金番号 999999999 受給権者の氏名 公立 太郎 様
 年金証書記号番号 23-12345678 受給権者の生年月日 昭和28年12月1日

年金の種類	年金コード	開始年月	基本となる年金額 円	加給年金額または加算額 円	支給停止額 円	支給年金額 円	事由
退職共済年金(特別)	1170	平成29年4月	1,365,999	0			

年金支払通知書

送金日	平成29年6月15日
支部 種別	年金証書番号
13 23	12345678
基礎年金番号	999999999

年金種類	コード	退職共済年金	1170
一期額		227,666	
介護保険料			
後期高齢保険料			
所得税額			
住民税額			
差引支給額		¥227,666*	
金融機関	シキ		
店舗	スルガダイ		

年金額改定通知書の見方

- 1 基本となる年金額**
改定後の年金額を表示しています。
- 2 支給停止額**
支給停止される額がある場合は、その額を表示しています。
- 3 支給年金額**
停止額がある場合に、実際に支給される額を表示しています。

年金支払通知書の見方

- 4 一期額**
改定後の年金額（支給停止額がある場合は支給年金額）の2カ月分の額（円未満の端数切り捨て）を表示しています。
- 5 社会保険料など**
介護保険料や税金など、年金から徴収される額を表示しています。
- 6 差引支給額**
実際に支給される額を表示しています。



今回送付した年金支払通知書は、6月定期支給期の内容です。8月、10月定期支給期については、今回の支給額等から変更がある方のみ、改めて年金支払通知書を送付します。支給額等に変更がない方は、12月定期支給期に次回の年金支払通知書を送付します。

在職中の支給停止の基準額が変更されました

老齢・退職給付の年金受給者の方が、民間会社等に勤務して厚生年金保険に加入しているとき、国会議員・地方議会議員であるとき、または常勤の公務員となったときは、賃金の月額と年金の月額の合計額が基準額を超えると、年金の全部または一部が支給停止されます。

平成29年度の支給停止額の計算の基準額は、次のとおり変更されました。

	65歳未満	65歳以上
平成28年度	賃金の月額+年金の月額>28万円	賃金の月額+年金の月額>47万円
平成29年度	賃金の月額+年金の月額> 28万円	賃金の月額+年金の月額> 46万円



年金の全部または一部を支給停止



この変更に伴い、平成29年度から支給停止額が増えることがあります。また、これまで年金の支給停止がなかった方についても、新たに支給停止となる場合があります。

詳細は4ページの「在職中の支給停止について」をご覧ください。

平成28年度末に退職された方へ

在職中であったために年金の全部または一部が支給停止となっている方は、退職後に支給停止の解除等（退職に伴う改定手続き）を行います。その完了時期は8月上旬を予定しています。そのため、6月の定期支給期（4・5月分）については、年金の支給停止が解除されていない状態となります（「年金額改定通知書」の事由欄には「在職停止」という文言が印字されています。）。

年金額改定通知書								見本
基礎年金番号 9876543210				受給権者の氏名 公立 花子 様				
年金証書記号番号 23-11223344				受給権者の生年月日 昭和28年 7月 27日				
年金額	年金の種類	年金コード	開始年月	基本となる年金額 円	加給年金額または加算額 円	支給停止額 円	支給年金額 円	事由
	退職共済年金(特別)	1170	平成29年 4月 月 年	1,221,322	0	1,214,619	6,703	在職停止

4・5月分の年金の支給停止の解除については、順次手続きを進めており、8月上旬（遅くとも8月の定期支給日）までにはお支払いできる予定です（退職後にお勤めされて厚生年金保険の被保険者となった方については、引き続き年金が支給停止されることがあります。）。

ご迷惑をおかけしますが、ご理解くださいますようお願いいたします。

